

令和 5 年 安全環境管理計画

深田サルベージ建設株式会社

1. 安全環境基本方針

私たちは海で働くプロとして

- 1 安全をすべてに優先させる。
- 2 海と人の未来のため、持続可能な環境保全を行う。

2. 今年の方針

先ず、全社員の心と身体の健康を育み、『かもしれない』を合言葉に全員参加で安全な計画・手順を作り、作業ミーティングで確認、理解して対策を実行、全ての作業を無事故で終える。

3. 目標

無事故の幸せな会社を築こう！

4. スローガン

頼れる技術で確かな安全 伝える技術は誇れる未来

5. 重点施策

- (1) 人を育てる。
 - 1) 健康を育む。(二次検診、時間外と有休取得の取組み、コロナ対策)
 - 2) 安全自主活動(KY、声掛け、ヒヤリハット・気がかり運動、指差し呼称)に進んで参加し、自ら危険感受性を育てる。
 - 3) あらゆる機会にコミュニケーションをとり、風通しの良い快適な職場を作る。
- (2) 技術(安全と環境)を磨き、繋ぐ。
 - 1) 工事・作業のリスクを『かもしれない』で抽出・対策して安全先取りする。
 - 2) 作業ミーティングは、慣れた作業、朝礼時に限らず、必要と感じた時に実施する。
 - 3) 協力会社への安全教育を徹底する。
 - 4) 陸上を含めて油流出対策を確実に実施する。

6. 実施要領

- (1) 人を育てる。
 - 1) 健康を育む(二次検診、時間外と休暇の取組み、新型コロナウイルス対策)
 - ① 二次検診受診率をアップする。
 - ② ストレスチェックの結果、高ストレス社員へ早期の対応をする。
 - ③ 労基法時間外労働の上限規制(R6.3.31まで猶予)への対応と、所定の有休取得のため、労働時間管理計画を立案などで法の遵守をする。
 - ④ コロナ対策(本社総務部通達)を遵守する。

- 2) 安全自主活動（KY、声掛け、ヒヤリハット・気がかり運動、指差し呼称）に進んで参加し、自ら危険感受性を育てる。
- ① ヒヤリハット・気がかり報告件数の少ない職場、協力会社に対し総括安全衛生管理者等は、督促して職場間の温度差をなくし運動の活性化をはかる。
 - ② 安全環境委員会での4R対策は、次の優先順位で検討する。
 - 1. 機械設備の改善、工具の使用等
 - 2. 作業手順の改善
 - 3. 保護具の使用
- 3) あらゆる機会にコミュニケーションをとり、風通しの良い快適な職場を作る。
- ① 職場(社内、協力会社)で、コミュニケーションをとりやすい環境を作る。
 - ② 業務、作業を遂行するために快適な環境を作る。
- (2) 技術（安全と環境）を磨き、繋ぐ。
- 1) 工事・作業のリスクを『かもしれない』で抽出・対策して安全先取りする。
- ① 工事・作業の責任者は、実施する工事・作業の計画・手順書について、リスクを抽出・対策を盛り込んで作成、周知して開始する。
 なお、法令で定められている移動式クレーン、高所作業車、フォークリフト等の作業計画書は、法定事項を必ず記載して作成・周知、作業者はサインする。
 - ② 工事計画書事前TV審査会の開催し、全社の意見を集約し、工事計画の安全性、効率性を高める。
- 2) 作業ミーティングは、慣れた作業、朝礼時に限らず、必要と感じた時に実施する。
- ① 所属会社が異なる作業同士で作業する場合は、リーダーを決め念入りに実施する。
【作業ミーティングで行う主な内容】
 - ㊦ 手順
 - ㊧ リスクの抽出と対策(保護具、作業中止、中断を含む)
 - ㊨ 役割分担(知識・経験、技能、資格の確認)
 - ㊩ 意見、質疑応答、他
 - ② 作業の責任者は、作業中の異常(手順が守られていない、リスク対策の未実施、新たなリスク)が発生した時は、作業を一時中断し再度ミーティングを行い対処する。
 - ③ 工事作業終了後に終礼を実施して、翌日作業の安全をはかる。
【終礼で行う主な内容】
 - ㊦ ヒヤリハット・気がかりの有無、有の場合、可能な対策について行う。
 - ㊧ 翌日作業の予定と工事・作業のリスク対策を周知。
 - ㊨ 作業手順について改善。
 - ㊩ 各自の役割を実行できたか。
- 3) 協力会社への安全教育を徹底する。
- ① 協力会社に対して、安全にかかわる教育、指導を確実に行う。
 - ㊦ 免許取得、技能講習受講、特別教育受講等を推奨する。
 - ㊧ ミーティング、KY活動への参加を促す。
 - ㊨ コミュニケーションの活性化を図る。
 - ② 作業前に、必ず危険のポイント、安全作業を行うための指導を確実に行う。

- 4) 陸上を含めた油流出対策を確実に実施する。
- ① 船長、作業長は、給油作業（着火船、甲板上の発電機、フォークリフト等の給油を含む）の手順書を遵守する。
 - ② 工事責任者は、油圧機器を輸送（陸上を含む）、使用して作業を行う場合において油流出の対策を行う。
 - ③ 陸上・海上を問わず、油圧機器の取扱責任者は、定時点検（状況により点検頻度を増やす）を確実に実施する。

7. 教育・訓練の実施等

- (1) 各支社・支店の各課の課長、安全運転管理者等が社内ルールを教育、周知し記録する。

対象：社員と協力会社の関係者

- 【実施事項】
- ① 「交通安全」の研修会
 - ② 当社安全管理規程等の教育・指導
 - ③ 油流出防止、廃棄物の適正処理
 - ④ 新規採用者のOJTと、新規入場者教育のやり方

- (2) 総務部実施の教育等（支社、支店総経課を含む）

- 【実施事項】
- ① ハラスメント／メンタルヘルス教育
 - ① 社員対象研修
 - ② メンタルヘルス推進者の育成教育（外部講習）
 - ② 労働時間管理研修会

- (3) 営業本部実施の教育等

- 【実施事項】 ① 土木施工管理技士受験準備講習

- (4) 海務部実施の教育

- 【実施事項】
- ① 新規採用者の雇入れ時教育
 - ② 労働時間管理研修会
 - ③ ハラスメント等管理職研修
 - ④ STCW条約に基づく基本訓練についての指導

- (5) 技術本部実施の教育

- 【実施事項】 ① 工事計画等・現場施工に関連する知識

- (6) 安全環境事務局の教育等・・・必要都度実施

- 【実施事項】
- ① 法定教育（職長教育、各特別教育（能力向上を含む）雇入れ時教育、他）
 - ② 協会（祈願祭研修会）、総会研修会、船舶研修会（運航、船内作業事故防止）、他
 - ③ リスクアセスメント（KY、化学物質）
 - ④ 教育用DVDの作成と配付
 - ① 計画の周知（含む 難聴、振動障害）

- ㊥ その他、ヒヤリハット情報等から必要と思われるもの
- ⑤ 最新の教材を検討（危険体感教育（外部依頼を含む）、他）

(7) 職員の必要な法定資格取得と、能力向上のための外部講習を推進し、人材育成をはかる。（法定資格は協力会社への指示・指導を含む）

【実施事項】① 計画的に資格取得、能力向上のための有効な講習受講

(8) 訓練の実施

【実施事項】① 総合訓練 大阪支社と連携して実施

② 津波対策訓練

③ 寄宿舍（横須賀、大阪、九州）の消防・避難訓練等

[1回/年以上]

8. パトロール

(1) 本社

1) 社長・役員パトロール 工事、船舶、基地を適宜実施（支社毎2回） [6回/年]

2) 全社総括安全衛生管理者パトロール " " [8回/年]

3) 安全環境事務局パトロール [随時]

4) 本社各部訪船指導・懇談 [随時]

【実施事項】① 支社・支店と調整してパトロール対象現場を選定する。

目標：[1回/月以上実施]

② パトロール指示書と是正の確認をする。現地確認（記録）か是正報告書（写真）の受領で確認。

③ 訪船した場合は必ず、安全・衛生担当者記録簿に記録する。

(2) 支社・支店（全現場1回/月以上）

1) 総括安全衛生管理者パトロール [通期]

2) 安全管理者パトロール [通期]

3) 衛生管理者パトロール（1回/週以上）

4) 船舶・基地安全環境委員会訪船（ライン）指導・懇談 [通期]

【実施事項】① パトロール指示書と是正の確認をする。現地確認（記録）か是正報告書（写真）の受領で確認。

「安全環境パトロール実施報告総括表」を本社安全環境事務局へ報告する。

② 訪船した場合は必ず、安全・衛生担当者記録簿に記録する。

③ 安全環境委員会一議事録

(3) 作業所（所長巡視 安全環境パトロール実施要領に基づき実施）

(4) 安全衛生協力会パトロール [4回/年]

【実施事項】① パトロール指示書と是正の確認をする。現地確認（記録）か是正報告書（写真）の受領で確認。

9. 監査

- (1) 年末・年始安全総点検 (安全統括管理者が実施) [12～ 1月]
- (2) 船長業務、基地業務安全監査 (" ") [4～ 5月]
- (3) 運航管理者安全監査 (" ") [6月]
- (4) 運航管理者に対する内部監査 (支社 内部監査委員が実施) [10月]
- (5) 本社業務内部監査 (内部監査委員が実施) [10月]
監査対象部署：CSR推進室、総務部、経理部、営業本部、工務部、海務部、
技術本部
- (6) 安全環境事務局に対する内部監査 (内部監査委員が実施)
- (7) 安全統括管理者に対する内部監査 (" ")
- (8) 社長に対する内部監査 (" ")

【実施事項】① 監査を実施し記録する。

② 監査員能力向上のため被監査部署のアンケートを実施する。

10. 全社衛生管理者会議の開催 [7月]

本社関連部署や支社・支店の衛生管理者により全社衛生管理者会議を開催し、心身の健康づくり計画、新型コロナウイルスの感染防止等について、現状の把握、問題点の抽出、その対応について討議する。

【実施事項】① 決定事項の議事録を全社に周知する。

11. マネジメントレビュー

- (1) 中間マネジメントレビュー [7月]
(本社内部監査員、各支社・支店の安全管理者、衛生管理者も同席)

【実施事項】① 決定事項の議事録を全社に周知する。

- (2) 経営トップマネジメントレビュー [11月上旬]
事故の情報、パトロール及び内部監査の結果等と支社マネジメントレビューをふまえて経営トップ等のマネジメントレビューを実施する。

- (3) 支社マネジメントレビュー [12月上旬]
10月又は11月開催の地区安全環境委員会で、前月までに開催の地区安全環境委員会で審議した見直し改善事項の集約及び、中間マネジメントレビューをふまえてマネジメントレビューを行い、安全環境事務局へ送付する。

12. 次年の安全環境管理計画の作成と決定

- (1) 安全環境管理計画スローガンの募集 [10月中旬(募集)・12月中旬(決定)]
安全環境事務局は、中間マネジメントレビュー等を考慮して、次年の管理計画スローガン等を募集し12月開催の安全環境委員会で決定する。

- (2) 安全環境事務局は、経営トップマネジメントレビューを踏まえて、安全環境管理計画(案)を作成し、各支社に計画の重点施策等連絡し、支社の安全環境管理計画に重点施策等を加えるように要請する。(オンラインによる説明会開催)

[11月上旬]

(3) 支社は自支社マネジメントレビューの結果と安全環境管理計画（案）に支社の安全環境管理計画（案）を作成し、安全環境事務局へ提出する。

[12月上旬]

(4) 安全環境管理計画（案）は安全環境委員会で、支社安全環境管理計画（案）とともに審議・決定する。

[12月中旬]